Facebook「体感!! とちぎの文化財」応援団規約

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 Facebook「体感!!とちぎの文化財」の応援団の規約を次のとおり定める。

1 応援団結成の目的

文化財及び歴史等の文化財に関連する事項に対する県民の興味関心や地域の文化財の情報を把握し、Facebook(以下、「FB」という。)記事作成の参考とすることにより、県民意識を取り入れたページ運営を目指す。

2 応援団活動内容

- (1)以下の情報をメール等で文化振興課へ提供する。ただし、情報提供の回数やノルマ等の設定は行わない。
 - ・FB で発信して欲しい文化財等の情報 ⇒○○市(町)、地区等にある国(県)指定文化財の情報が知りたい等
 - ・文化財等についての疑問・質問 ⇒自分の地元にある○○神社・○○行事は、文化財なのか、由緒や由来は?等
 - ・身近な地域の文化財等の情報や写真 ⇒応援団員のお薦めの文化財やお気に入りの文化財に関する情報や写真の提供等
 - ・その他、文化財等に関する情報 ⇒○月にあるイベントや○○市(町)、○○施設の催し物の情報が知りたい等
 - ※応援団員から寄せられた情報は、文化振興課職員が内容を確認・編集し、FBページへ投稿する。
- (2)「体感!!とちぎの文化財」のPRを行う。
 - ・FB でのシェアや友人・知人へのページの紹介等

3 報酬

応援団員の活動に対する報酬等は無償とする。

4 任期

応援団員の任期は期限を設けない。

5 委嘱

- (1) 応援団員の委嘱は、希望者から提出された申込書を審査し決定するものとする。
- (2) 応援団員は、生活文化スポーツ部長が委嘱する。

6 委嘱の取り消し

次の場合は委嘱を取り消すこととする。

- (1) 退団の申出があったとき
- (2) 提出した申込書に偽りその他不正があったとき
- (3) 栃木県の名誉を棄損し、又は応援団の目的に反した行為があったとき
- (4) 応援団が解散したとき

7 責任

- (1) 応援団員は、その地位を営利目的で使用することを禁止する。
- (2) 前項に反して営利活動を行い、又は応援団員が規定する活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害等を与えた場合は、当該応援団員が全ての責任を負うこととし、栃木県は一切の責任を負わないものとする。

8 規約の適用

- (1) この規約は、平成30(2018)年6月4日から適用する。
- (2) 令和5(2023)年4月1日一部改正 改正規約適用時に応援団員に委嘱されている者の任期については、なおその効力を有する。